

「ボルデテラ・アロンキセアチカ・バスツレラ・ムルトシタ混合（アジュバント加）トキソイド」	439,600	23,800	13	13	2	に、
ボルデテラ・アロンキセアチカ・バスツレラ・ムルトシタ混合（アジュバント加）トキソイド（組換え型）	334,400	23,800	12	2	を	
「豚ボルデテラ感染症・豚バスツレラ症・豚丹毒混合（アジュバント加）不活化ワクチン」	542,400	23,800	12	2	を	
「豚ボルデテラ感染症・豚バスツレラ症・豚丹毒混合（アジュバント加）不活化ワクチン」	542,400	23,800	12	2	に	
「ボルデテラ・アロンキセアチカトキソイド・バスツレラ・ムルトシタ混合（アジュバント加）ワクチン（組換え型）」	452,000	23,800	13	2	に	

改める。

表ワクチン（シーゼロット製剤）の部中

「ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎 2 価混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）」	463,100	0		2	2	を
「ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎 2 価混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）」	463,100	0		2	2	に
「鶏脳脊髄炎・鶏痘混合生ワクチン（シード）」	516,400	104,100		7	2	に

改める。

○特許庁告示第十四号

特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年経済産業省令第五十一号）の施行に伴い、昭和五十三年特許庁告示第二号（国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十五日

第四号を削り、第五号を第四号とする。

附 則

- この告示は、平成二十七年七月一日から施行する。
- この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○特許庁告示第十五号

特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年経済産業省令第五十一号）の施行に伴い、平成二十四年特許庁告示第四号（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定に基づく願書の作成方法及び磁気ディスクへの記録方式）は、平成二十七年六月三十日限り、廃止する。

平成二十七年六月二十五日

特許庁長官 伊藤 仁

○国土交通省告示第八百四号

松本空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

国土交通大臣 太田 昭宏

- 設置者の氏名及び住所 長野県 長野県長野市大字南長野字幅下六百九十二番地の二
- 空港の名称及び位置 松本空港 長野県松本市
- 変更した事項（変更前の事項については、平成六年運輸省告示第四百十七号及び平成十年運輸省告示第六百二十号を参照。）

イ 誘導路

延長 二百五十六メートル

エプロン

面積 二万二千平方メートル

四 変更した事項に係る施設の供用開始期日 平成二十七年七月二十三日

○国土交通省告示第八百五号

東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年六月二十五日

国土交通大臣 太田 昭宏

- 設置者の氏名及び住所 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
- 航空灯火の種類及び名称 飛行場灯火 東京国際空港照明施設
- 航空灯火の位置及び所在地 東京国際空港内及びその周辺 東京都大田区及び江東区
- 変更した事項（変更前の事項については、平成二十二年国土交通省告示第九百六十号を参照。）
- 七 航空灯火の利用上の特記事項②中「カテグリー二精密進入」を「カテグリー三精密進入」に変更した。

五 変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日 平成二十七年八月二十日

○国土交通省告示第八百六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十五日

国土交通大臣 太田 昭宏

第三項の表東京 3 4 R I L S の項中「カテグリー II」を「カテグリー III」に改め、同表静岡 I L S の項中「20 呼 30 分」を「22 呼」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年七月二十三日から施行する。ただし、第三項の表東京 3 4 R I L S の項の改正規定は、同年八月二十日から施行する。

○国土交通省告示第八百七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第六項、第九十六条の二第三項及び航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき、航空法第九十六条の二第一項及び第二項（航空法第九十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十五日

国土交通大臣 太田 昭宏

別表第二静岡情報圏の項中「20 呼 30 分」を「22 呼」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年七月二十三日から施行する。